

北河内地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

- 第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。
- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

- 第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付 則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

この規約は、令和 3年5月19日から実施する。

この規約は、令和 4年3月24日から実施する。

この規約は、令和 4年7月 6日から実施する。

この規約は、令和 5年5月31日から実施する。

この規約は、令和 6年5月27日から実施する。

この規約は、令和 7年5月23日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)関西支店 災害対策室 室長
関西電力送配電(株)大阪北本部 守口配電営業所長
大阪ガスネットワーク(株)北東部事業部導管計画チームマネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道事業管理者職務代理者上下水道局長
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 参事
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課 課長
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市危機管理部長
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市都市整備部長
交野市理事兼都市まちづくり部長
交野市副市長兼危機管理監

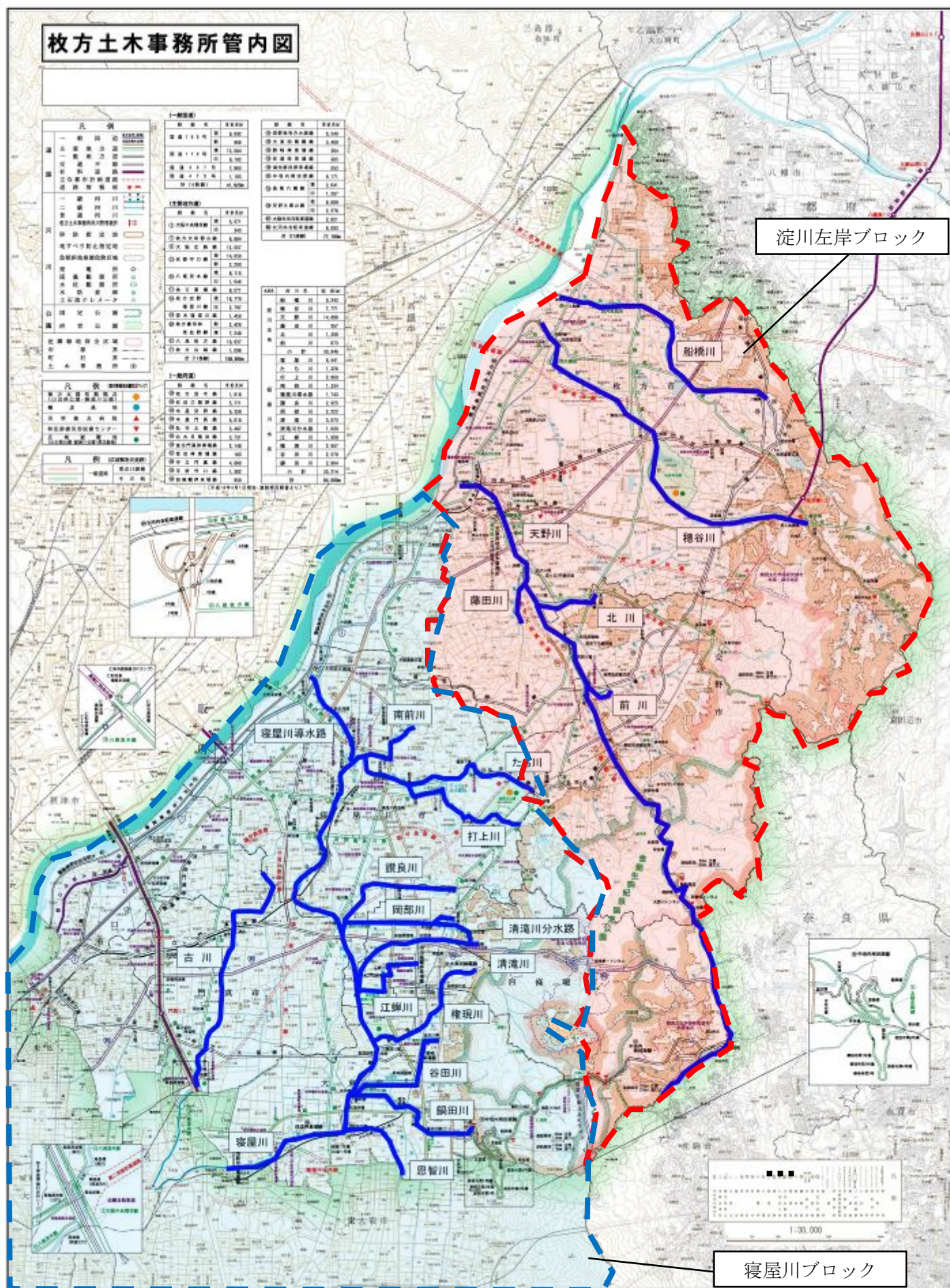
(国関係)

淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。